

★岡山火の国会 新年会 2010.1.17 べんがら酒場にて★



★2009年12月 岡山火の国会忘年会★



岡山火の国会規約

平成 21 年 8 月 3 日改正

岡山火の国会規約

第1条（名称）

この会は、岡山火の国会と称する。

第2条（目的）

本会は、岡山県内に住所を有する会員で、ボランティア活動を通じて、会員の親睦を図り、熊本県と岡山県の親交を深め、熊本県観光PR活動に協力し、認知度アップする事を目的とする。

第3条（事務局）

岡山市北区幸町9-21（もっこす）に置く。

第4条（会員）

- (1) 本会の規約第2条の目的に賛同し活動できる人。
- (2) 本会の会費を収める人を会員とする。
- (3) 本会の会費を2年以上納入しない場合は、会員と認めない。
- (4) 都合により退会の時、年会費の返還はしない。

第5条（年度、会費）

- (1) 本会の年度は毎年1月から12月とする。
- (2) 入会時、金3000円を会に納入する。
- (3) 年会費、金3000円を毎年1月の総会時に徴収する。
出席出来ない方は、12月末までに事務局に納入する。

第6条（行事）

本会は、第2条の目的を達成するため次の行事を行う。

- (1) 熊本県全体の観光PR活動、及びスポーツイベントなど積極的に応援する。
- (2) 岡山桃太郎大通りクリーン作戦、年1～2回実施する。
- (3) 1月に総会を実施する。
- (4) 総会終了後新年会を開催する。
- (5) 11月末、又は12月に忘年会を実施する。
- (6) その他、目的達成に必要な行事を行う。

第7条（役員選出）

本会に下記の役員を置く。

- (1) 会長1名 副会長2名 事務局1名 幹事7名 会計幹事2名。
- (2) その他必要により、役員を置く事が出来る。
- (3) 各役員の任期は原則として2年、但し、留任を認める。
- (4) 任期期間中に役員を辞退する事が出来る。
- (5) 役員の交代は、役員会で出席者の過半数以上の承認で決定する。

第8条（総会）

- (1) 毎年1月、総会を開催する。
- (2) 総会の出席者数は限定しない。
- (3) 会計報告。
- (4) 年間行事内容経過報告。
- (5) 新年度計画内容報告。

第9条（役員会）

- (1) 定例役員会は原則として、2カ月に1回とする、奇数月の第1日曜日。（1月、3月、5月、7月、9月、11月、）
- (2) 役員会開催場所、もっこす。時間、原則として18時。
- (3) 臨時役員会は、会長が必要と認めた時、招集する。

但し、中止及び日時その他変更時は事務局から連絡する。

第10条（会員の禁止事項）

- (1) 宗教的、政治的等、個人及び特定団体の為に、この会を利用する事を禁止する。
- (2) 本会を乱す様な行為行動があった時は、役員会で除名する事が出来る
- (3) この会は、個人的トラブル及びプライバシー等の問題に関しては、会として一切責任は取らない。

第11条（会計）

- (1) 本会運営費は会員の年会費を集めこれを充てる。
- (2) 会員の年会費は、年間の通信費等に充てる。
- (3) 会費残金は、親睦旅行費用等に充当する。

第12条（規約の改正）

本会の規約は、役員会において出席者の過半数以上の賛成で改正出来る。

(付則) 規約改正、

平成21年8月2日役員会で決定、8月3日改正施行する。

(規約外)

岡山火の国会経歴

- 1、 1993年1月、熊本県人会として数人で発足。
- 2、 2001年5月、岡山国体5年前から岡山桃太郎大通り、清掃活動始める。(ボランティア活動)
- 3、 2005年10月、岡山国体開催。(盛大な応援)
- 4、 2005年11月、熊本県人会解散。
- 5、 2006年1月、岡山火の国会として再スタート。
本会の規約制定
- 6、 2008年5月、熊本県庁公式訪問。(役員6名)
- 7、 2009年2月、熊本県庁公式訪問。(役員2名+1名)
- 8、 熊本県人会から岡山火の国会へ名称変更。

(変更の趣旨) 熊本県出身以外の入会を歓迎し、親睦を図る為。

(名称) 岡山火の国会、現在に至る。